



福岡市育成会だより

第146号

発行所 社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会
〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階
TEL.092-713-1480

この会報は、
共同募金の配分を
受けて作成した
ものです。



ありがとうございました

「権利擁護」について

理事長 向井公太

育成会の関係者の皆さんに「育成会の役割は」と聞きますと「権利擁護」と「政策提言」との答えが返ってきます。1952年(昭和27年)に当時の「全日本精神薄弱者育成会」が結成されて以来この役割は当事者の団体として不変のもので、継承されてきています。

私自身は育成会が行う取り組みは全て権利擁護に係る事業だと考えていますし、そうあらねばと思っています。ここで、事業の運営などにおいては常に権利擁護という視点を忘れない姿勢と実行が求められていることは言うまでもありません。

足元に目を転じますと、今年度の福岡市手をつなぐ育成会の事業計画にはその最初に育成会の基本理念と基本方針を記しています。その内容は以下のようなものです。私自身そして育成会の職員の皆さんに再確認してもらいたい、かつ、育成会関係者以外の方にお知らせする意味もあり少し長くなりますが掲載いたします。また、複数の事業所の事業計画にも「人権の尊重」という文字が見えます。

1 基本理念

(1) 障がいのある人とその家族(保護者・きょうだい・養護者を含む)のライフステージのあらゆる場面で障がいのある人を中心に支援を行います。

(2) 障がいのある人が地域でその人らしい生活がおくれるように、地域に根付いた取組みを行います。

(3) 障がいのある人の尊厳を重んじその自立を支援し、権利保障に取り組みます。

(4) 事業に関わるすべての人の人格を尊重します。

育成会は過去において権利擁護の場面で輝かしい歴史を持っています。例を挙げますと、精神薄弱者福祉法の成立、療育手帳制度の実施、障害者雇用促進法の対象に精神薄弱者を追加、療育手帳によるJ-R運賃割引措置の実現、精神薄弱者ガイドヘルパー派遣事業の制度、障害者虐待防止法の成立などがあり、最近では成年後見制度の後見類型の選挙権回復があります。もちろん、これらのことが他の多くの団体と協力

して成立したことは言うまでもありません。

育成会は、今後、「地域における共生の具体化」をキーワードとして、例えば、地域生活における権利侵害の防止への取り組み、知的・発達障害に関する誤解や偏見の解消への取り組み、障害のある方の地域での孤立防止、さらには分野を超えた「困っている人」との連携などの課題に取り組んでいかなければなりません。

そうは言いながら、日常の業務に追われ、ともすれば育成会の大きな役割である「権利擁護」についての視点や取り組みが頭のそして業務の片隅においてやられてはいけないと日々自戒し、業務に取り組んでいます。最後に、話はずみですが、亡くなられた高倉健さんの座右の銘であるといわれる「往く道は精進にして、忍びて終わり悔いなし」を時折唱えています。(若い職員の皆さんには受けないでしようが。)



第2回権利擁護セミナーに参加して

ひまわり園 施設長 花田 敏秀

平成27年4月24日、福岡市市民福祉プラザにおきまして、全国手をつなぐ育成会連合会主催により「第2回権利擁護セミナー」が開催されました。以下にセミナーの報告を交えながら、若干の私見を述べさせていただきます。セミナーはまず、野沢和弘氏(毎日新聞論説委員)によりまず基調講演がありました。氏は最初に「障害者の権利擁護」の国内、海外の動きや潮流について述べられ、その後、各自治体の条例作りの元となる「障害者差別解消法」について述べられました。

「障害者差別解消法」の目的は第1条で「障害者基本法の理念に則り：障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」と定められています。ただ単に障害を理由に分け隔てないというだけでなく「人格と個性を尊重し共生社会を実現しなければならぬ」とされています。「障害者基本法」では第4条1項で「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行

為をしてはならない」とされています。当然のことですが障がい者の人権は護らなければならないのです。障がい者の人権回復につきましては、戦後のさまざまな障害者運動、例えば結核回復者により「患者同盟」の運動、「ハンセン氏病患者によります運動、そして「手をつなぐ育成会」によります運動等さまざまな障害者団体が取り組んできました。「患者同盟」の運動は終戦直後忌み嫌われ、仕事に就くことができなかった結核回復者が働く権利の保障を求めた運動であり、「ハンセン氏病患者」

によります取り組みは医学的問題が解決され、諸外国が戦後まもない時期に隔離政策を止める中で、ほんの最近まで隔離政策が行われ続けさまざまな人権が侵害されてきた我が国固有の問題でこれにストンプをかけるための運動であり、「育成会の取り組み」はみなさん良くご存知で言うまでもありませんが知的障がいをもつ我が子の居場所を作るため、また知的障がい者を社会に受け入れてもらうため、我が子の人権を護るための運動でありました。こうした運動が

遅ればせながら、少しずつではありますが世の中を動かしてきて今日があると思います。

さて、「障害者差別解消法」に話を戻しますと、来年4月の施行に向けて、現在細部についてさまざまな検討がなされています。基本方針が策定され、それを受けて公務員向けには「対応要領」、民間事業者向けには「ガイドライン」が策定されています。行政機関における差別禁止は①差別的取り扱いの禁止②合理的配慮の提供であり、民間事業者における差別的禁止は①行政機関と同様の差別的取り扱いの禁止②合理的配慮につきましては努力義務とされました。ただし雇用の場におきましては民間も法的義務があります(改正雇用促進法)。

ところで、差別的取り扱いを禁止するというのは良くわかるが、「合理的配慮」というのは何?と思う方もいらっしゃるかも知れません。この「合理的配慮」という概念は我が国も批准した「障害者権利条約」に出てくる概念ですが、元々はアメリカのADA法(障害を持つアメリカ人法)に始まる考え方です。

差別と合理的配慮の違いは(差別的取り扱い)は「障がいを理由に大学入試を受けさせない」「障がいを理由にレストランの入店を拒否」「障がい

を理由に選挙権を剥奪」というような事例であります。一方(合理的配慮義務違反)は「受験して合格したが、大学にエレベーターがなくて教室まで行けない。車いす用トイレもない」「障害者の方もどうぞ、と言われるが、階段や段差で店に入れない」「後見人が付いている知的障害者も選挙権が回復したが、候補者名の漢字が読めないため投票ができない」等です。直接的な差別ではないのですが、結果的には障がい者が排除されているのは何ら変わらないという事例です。従ってエレベーターを付ける、障がい者が使いやすいトイレを設置する。知的障がい者も投票ができる方法を工夫する。こうしたことが合理的配慮となり、これをしないことも差別となります。ただし過度の負担を伴わない範囲という制限がかかります。





合理的配慮の概念は我が国にとつては新しい概念であり、色々な具体的事例が重なる中で定着していくと思われまふ。ただ、「合理的配慮」の概念を世界に先駆けて法律化したアメリカの例を引きまふと、生活レベル、社会参加活動レベルではこの概念の導入で格段に障がい者が生活しやすくなつたとのこと。一方労働の分野において、障害者雇用はほとんど進まなかつたと言われています。使用者の採用の自由との争いがあるから。今後の更なる展開が必要ならぬと思ひます。

紙幅の関係で筆をおかなければならなくなりまふが、「福岡市に差別禁止条例をつくる会」(以下、条例をつくる会)でアンケートを取つたところ、福岡市におきましてもさま



まな障がい者差別があるという実態が明らかになりまふ。差別解消法を「絵に描いた餅」ではなく実効性あるものにするためには身近な目に見える範囲で差別をなくすことが必要。各自自治体で独自に作つた条例が必要な所以。現在、全国のいろいろな自治体で「条例」が作られたり、検討されたりしています。我が「福岡市手をつなぐ育成会」も「条例をつくる会」を構成する主要な団体の一つとしてこの活動に参加しています。

冒頭に障害者運動の話をしたが、運動がなければ少しも前に進まないのは過去の歴史が示しています。会員の皆様の力添えをお願いいたしましてセミナーの報告したいと思います。

第55回 九州地区手をつなぐ育成会 福岡県大会

併催 九州地区手をつなぐ育成会地域活動・就労支援事業所協議会九州大会／第35回手をつなぐ育成会福岡県大会

主 題：「あそび・まなび・くらす」ことをより豊かにしよう
大会スローガン：ともに「あそび・まなび・くらす」社会をつくろう

- 期 日 平成27年8月29日(土)～30日(日)
※8月29日(土)受付11:30～12:30
8月30日(日)受付8:30～9:30
- 会 場 ホテルニューオータニ博多(福岡市)
- 参加費 会員・本人・支援者 3,000円
子同伴の場合 3,500円
本人部会(レクレーション)
A. 福岡動物園他 3,700円
B. プロ野球観戦 5,000円
ヤフオクドーム
(福岡ソフトバンク対北海道日本ハム)

- 主 催 九州地区手をつなぐ育成会連絡協議会
- 主 管 公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会

参加申し込み先 問い合わせ先
社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会
TEL092-713-1480/FAX092-715-3561
e-mail:honbu@fiku.jp

●プログラム●

- 8月29日(土)
12:30～15:30
第1分科会「遊ぶ、学ぶ」、第2分科会「働く(就労について)」
第3分科会「暮らす」、第4分科会「事業所について」
- 12:30～17:00
本人部会 スローガン
【私たちのことは、私たち抜きできめないで】
- 16:00～17:00
中央情勢報告 田中 正博(全国手をつなぐ育成会 運営統括)
- 8月30日(日)
9:30～10:30
式典
- 10:30～12:00
「意思決定支援の重要性」
～私のことを、私が決められるために～
講 師/又村あおい(平塚市手をつなぐ育成会)

新任職員

あ い さ つ



福岡ひまわりの里 下川 園美

今年の4月から、新しく福岡ひまわりの里で働くことになりました下川園美と申します。

私は、今年の3月に福岡県立大学の社会福祉学科を卒業しました。大学では、授業や実習、ボランティア活動を通してたくさんの経験や学びを得ました。その中でも、利用者一人ひとりの障がいの特性や性格に応じた支援を行うこと、信頼関係を築くことは、学びの中で特に印象に残り、働く上で大切にしていきたいと考えました。

福岡ひまわりの里で働き始めて、最初は業務内容や勤務形態など習得することの多さに戸惑いもありました。しかし、わからないことは職員や利用者が親切に丁寧に教えてくださるので、とても感謝しております。

今は、自分の利用者への関わり方や支援に対して、日々反省するばかりで、まだまだ多くの課題があります。目の前のこと

に対してただひたすら取り組んでいる状況ですが、働く上で大切にしていきたいと考えた、利用者一人ひとりの障がいの特性や性格に応じた支援を行うこと、信頼関係を築くことを、今後の目標に挙げて一生懸命がんばっていきたくと思っています。また、利用者が自己決定出来るよう、必要な情報を伝え、様々な選択肢を示すことが大切だと考えます。

そのために、利用者に伝わりやすい表現をするよう心がけたいと思います。

さらに、利用者が明らかに不適切な選択をした際には、その選択をした経緯や思いを大切にするとともに、最善の選択ができるよう自分なりに考えて支援を行っていきたくと思っています。



福岡ひまわりの里 河津 雅

今年の4月から勤務することになりました、河津雅と申します。大学では福祉を専攻しており、座学や実習などを通して福祉に

ついて学んできました。

またサークルでは、大学の近隣にある福祉施設や社会福祉協議会で行われる行事などにボランティアとして参加しました。実習やサークル活動では、様々なことを学ぶことができたと同時にコミュニケーションの難しさを感じました。特に、非言語コミュニケーションや言語コミュニケーションについても、言い回しやタイミングなどにより、利用者の状態が左右されることが多く、難しい面であると感じました。福岡ひまわりの里で勤務し始めて約2ヶ月が経ちますが、やはり利用者とのコミュニケーションの難しさを痛感しています。

今後、利用者として少しでも多く関わり、先輩職員の方々の利用者の方との関わり方などを参考に、利用者にとって自分の関わり方を一日でも早く見つけ、信頼関係を築いていけたらと思います。また、支援していく中で、利用者の思いに耳を傾けるということとを忘れないようにしていきたいと思っています。忙しい日々の中でも、利用者が「どのような支援を求めているのか、何がしたいのか、どう感じているのか」など、

利用者の思いを大切にすることをもち、利用者の思いに寄り添った支援が行えるよう、心がけていきたいと思っています。コミュニケーションと同様、利用者の思いを正確に汲み取ることは簡単ではないと思いますが、利用者との日々の交流を重ね、少しでも正確に思いを汲み取れるようになれたらと思います。



ひまわり園 久間 真由子

今年度より、ひまわり園の職員になりました久間真由子です。ひまわり園でのご挨拶をさせていただいた時には、お話しさせていたいただきましたが、15年ほど前の2年半、今は無くなりませんが、山王公園で訓練指導員をさせていたっていた時期がありました。

ひまわり園に初出勤した4月から、あつという間に2か月が過ぎました。まだまだ慣れず緊張しながら過ごすことも多いですが、最初の4月には、利用者

私から挨拶をしたり必要なことを話したりするだけで終わっていた会話ですが、今では、利用者から手を振って挨拶をしてくれたり話しかけてくれることや訓練生時代の話しを懐かしくできることなど、嬉しく思うことが増えてきました。

私は、福祉に携わる仕事を始めて、約15年になります。始めたころには、勉強不足もありますが、あまり聞くことがなかった「権利擁護」という言葉をよく聞くようになりました。

研修などで学んでいくなかで、自身の考えを改めさせられることが増えてきました。今までは、利用者のために何が必要か、どうしたら理解してもらえるのかといった考えで支援をしていたように思います。

それは、時に利用者の気持ちを考えない押し付けの支援になっていました。職員として、利用者寄り添い一人ひとりと向き合い個人の自己決定権を尊重して、一緒に穏やかに過ごせる職員になれるよう頑張りたいと思います。

まだまだ勉強中ですが、これからよろしくお願い致します。



ひまわり園 水鳥 縁ゆかり

5月より、ひまわり園で働かせて頂くことになりました水鳥縁と申します。陶芸班の担当です。勤務させて頂くようになり、そろそろ1ヶ月が経とうとしています。利用者が思い思いに作られる作品はとても趣きがあり、私自身楽しく活動に参加させて頂いています。

時間の経過とともに利用者の個性がわかりはじめ、職員としてどのように関わると良いのか勉強する日々が続いています。

今後、どのように支援を行うのか悩むことはあるかと思いますが、利用者が何を思い感じているのかアンテナを張りながら勤めていきたいと思っています。メディアで見かける虐待や権利擁護の問題は、おそらく最初の段階では些細なことから始まっているのだと思います。そうならないために、いつも職員側からの目線になるのではなく、利用者の意思やサインを大事にして、ご本人の主体性を主役に関わりたと思っています。利用者との関わりの中で、いつも

接していると普通に感じていても、実は周りから見ると違和感を感じる対応をしている場合もあります。新しくひまわり園の職員として働かせて頂く中で、新しい目線で、気になる点を伝え、職員間で共有し、利用者が仕事しやすい環境作りを、他の職員と協力していきたいです。

その先に、利用者の幸せな日々が咲き誇り、そのためのお手伝いがいできれば幸いです。これから頑張っていけますので、よろしくお願い致します。



ひまわりパーク六本松 岩下 達也

こんにちは。4月からひまわりパーク六本松にて働かせていただいております。岩下達也と申します。

学生時代には、専門的なことを学び様々な施設・病院に実習やボランティアに行きました。その中で「虐待なんじゃないか?」と思うような事もありました。その時は、学生だという事も職員の方に言う事は出来ませんでした。

しかし今、支援員として働く中で

下関での虐待のニュースを見た際に、本当に胸が痛くなりました。

同時に、「本当に自分は虐待をしていないか」と考えましたが100%していないとは思えませんでした。自分の中では優しく言ったつもりでも利用者からすると不安にさせてしまっているのではないかと、虐待とは暴力だけではなく相手の心に目を向けていられるかも問題なのではないかと思ふようになりました。

働き出して約2ヶ月経ちますが、まだ仕事を覚える事に追われています。特に、利用者1人ひとりの障がいの状況・環境など把握することが大変ですが、利用者に関わる中で自分の伝えたいことが伝わった時の喜びなどやりがいも多く感じられています。

まだ支援者とは言えるような支援は出来ていないですが、利用者のニーズに沿った良い支援・人権の尊重ができ「これは虐待か?」と思うような事があれば、先輩職員にもきちんと言える職員になりたいです。

これから、日々自ら壁にぶつかって行きたいと思えますのでこれからよろしくお願い致します。



ひまわりパーク六本松

新道 菜津美

初めまして。今年度4月からひまわりパーク六本松で支援員として勤務させていただいております新道菜津美と申します。

社会人1年目で何もわからない状態で入社してから2ヶ月が経ちました。現場では毎日明るい利用者の皆さんや熱心に指導してくださる先輩職員の方に囲まれて、充実した日々を送っております。

まだまだ知識や経験も浅いため、思うような支援が来ずに悩むことも多々ありますが、これから現場で経験を積み、利用者の皆さんに満足していただける支援を行うことが出来る支援者になりたいと考えています。そのためにも毎日利用者の方と関わっていく中で、その方が何に困っているかどのような支援を必要としているかを汲み取り、それに応えられるよう努力していきたいと思えます。

しかし、利用者の皆さんのために何かをしたいという気持ちだけでは良い支援は出来ないと考えています。

気持ちだけが前に出てしまい利用者の皆さんに頼まれたことを全て行うのは、かえって利用者の自立を妨げることにもなりかねません。私自身、支援者としての経験がない現状で陥りやすい間違いだと思っているので、それぞれの利用者が本当は出来ること・本当に出来ないこと・少し援助をすれば出来るようになることを正しく判断して、一人一人に合った支援を行える職員になりたいと考えています。

まずはこの1年、利用者に信頼していただけるよう日々の対応を丁寧に行い、明るく笑顔で頑張っていきたいと思っておりますので、これからよろしくお願ひ致します。



ひまわりパーク六本松 猪原 亜未

はじめまして。5月からひまわりパーク六本松で職員として働く事になりました猪原亜未と申します。

私は元々福祉関係の学校ではなくデザイン専門の学校に通っていました。なぜそんな私が福祉施設の仕事を

に就いたのかという過去に障がいのある方と関わりがあったからです。

小学生の頃ですがクラスに知的に障がいのある方がいました。その方達とよく話したり関わりを持つたりした、あの頃の純粋だった心を思い出しながら、障がいのある方たちに関わっていったら良いと思ひ福祉の仕事に就くことを決めました。

私はアート活動を担当しています。利用者一人ひとりのアートの特徴をとらえ理解し今後のアート活動に活かしていくことができるよう頑張っています。また、私は福祉関係の仕事において全くというほど知識がありませんので福祉の現場で障がいのある人達との関わり方、接し方、介護や支援等多くの事を実践しながら学んでいこうと考えています。研修にもすすんで参加し少しでも早く福祉の仕事に慣れることができるよう心身共に今よりも成長する事ができれば良いと思ひます。

先日下関での虐待事件の映像を見ました。自分の行動が虐待に通じていないか、利用者の皆さんと向き合っているか日々の行動を振り返りながら支援を行っていききたいと思ひます。まだまだ駆け出しの新人ですがよろしくお願ひします。

保護者・職員
リレートーク

前回より、育成会会員(保護者)、事業所職員によるリレートークを行っています。テーマは、フリーでそれぞれの立場での思いや考えなどあらゆる視点からの法人に対する熱い想いを述べてもらいます。第2回目は、ライフサポートをつなぐの服部美江子さん、職員はひまわりパーク六本松の黒木知佳子さんです。

居宅サービスで育つ社会性

服部 美江子

ご縁があつて「てをつなぐ」の移動・居宅サービスを利用していただいている36歳男子の母です。

息子の社会性が移動サービスで育っていると感じた出来事があります。バスの乗り場が複雑で乗り方を知らない私に、博多交通センターの乗り場へ、知的障がいの息子が案内してくれました。

マイカーでしか移動しない私に代わり、ガイドヘルパーがバスを使つてあちこちへ連れ出し、その際にバ

法人では、昨年度、虐待防止対応チームを設置しました。虐待に繋がる可能性のある潜在的なリスクを早期に発見し、発生を未然に防止すること、組織体制の強化、職員の意識啓発等を目的としています。昨年は、「施設における障がい者虐待防止チェックリスト」の作成に携わりました。実施においては全職員を対象としています。チェックリストの項目としては、呼称や言葉遣い、態度、虐待、プライバシーや個人情報保護、環境な

虐待防止の啓発について
ひまわりパーク六本松
黒木 知佳子

スの乗り場などを丁寧に教えてくださるお蔭だと、とても感動しました。居宅介護のときも、あれこれと息子の話し相手になってくださり、社会のことを教えてくださいます。なんと有難いことでしょうか。思えば健康な子どもは小学校高学年にもなると親・家庭だけでなく、社会の中でいろんな刺激を受け成長します。ヘルパーは障がいの重い我が子には社会との接点の一つであり、社会そのものなのです。そんなヘルパーと、ゴキゲンでお出掛けする息子は本当に幸せ者だと感謝の日々です。

だがあり、支援者として出来ていないか出来ないかをチェックします。どのような行為が虐待に当たるのか、チェックリストを「気付き」として受け止め、今後意識して支援にあたる必要があるかと思えます。先日、山口県下関の虐待の動画が、全国二ニュースのトップで流れていました。何度見ても衝撃的で胸が締め付けられる思いです。私が見たニュースの中には、「氷山の一角」と画面に文字が出ていました。一部の人が行ったことが、どこでも起きていて、かのように表現されていることに憤りを感じました。信用を回復するということは並大抵なことではありません。私たちは、多くのボランティアの方や実習生、見学の方などが入ること、風通しの良い事業所を目指しています。ただ、日々の支援に慣れてしまふと気付かないこともあります。色々な方の視点から見ただき、今後の支援に繋げていくことが出来たらと思えます。虐待事案においては、自分が行っていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。そのためには、職員同士で気持ち、声掛けができる環境づくりも大切であると考えます。利用者が安心して過ごせるよう、適切な支援を

指したいと思えます。

知的障がい、発達障がいのある方を、充実した保障でお守りします！



入院保障
1泊2日からの手厚い入院保障。

個人賠償責任補償
原則として支払い回数に制限なし。

権利擁護費用補償
被害事故を解決までサポート。

死亡保障
万一のときの死亡保障。

ぜんちのあんしん保険 保障内容 (A-1プランの場合)

年間保険料17,000円でこの充実した保障をお届けいたします。

病気・ケガ	死亡保険金	10万円	被害事故	法律相談費用	5万円 <small>までの実費</small>
ケガ	特定重度障害保険金	10万円	被害事故	弁護士委任費用	100万円 <small>までの実費</small>
病気・ケガ	入院保険金	1日につき 8,000円 <small>※1</small>	被害事故	接見費用	1万円
病気・ケガ	入院一時金	10,000円	個人賠償	個人賠償責任保険金	1,000万円 <small>※2</small>
ケガ	傷害通院保険金	1日につき 1,000円 <small>※1</small>			

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。
※1:一回の入院または一回の通院につき、30日限度。
※2:てんかんによる入院の場合は一日につき4,000円となります。

詳しい資料のご請求、商品のお問い合わせは下記代理店へお気軽にどうぞ。

○取扱代理店
株式会社 グッド・サポート
TEL 092-263-6771 FAX 092-263-6772
〒812-0037 福岡県福岡市博多区御供所町2-63 博多パルビル3F

○引受保険会社
ともに助け、ともに生きる
ぜんち共済株式会社
福岡財務局長(少額短期保険)第14号
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号 岩本町シティプラザビル5階

**特定相談支援
事業所**
ひまわり

二田 佐知子

平成27年6月現在で、相談契約者数が120名に達することとなりました。今年度の4月1日より、児童の特定相談を立ち上げたこともあり、児童の契約も徐々に増えてきております。120名分の計画を作成することは容易なことではありませんが、一人一人の状態に合わせながらサービスを調整していき、ご本人やご家族が安心してサービスが利用できる環境を整えていけることが、私にとってやりがいのある仕事であります。

これまで居宅のサービス・移動支援(行動援護)の受給決定を受けており、サービスを利用されていなかった方が、この計画がきっかけでサービスを利用開始され、「今日ヘルパーさんが来るよ」や「ヘルパーさんと外出して楽しかったよ」など、日中のサービスだけでは得られなかった喜びをご本人の口から確認することができるとなりました。私の喜びに繋がっております。

今後ご家族だけでなく、様々な方々との関わりを通して、将来もご本人が安心して生活が送れるように、

寄り添いながらサービスの調整を行っていきたくと考えております。

今年度には、障がい福祉サービスを利用している方全てが、サービス等利用計画が必須になりますので、年度内にほとんどの育成会会員様にお会いすることができるとなります。受給者証の満了2ヶ月前頃にお住まいの各区役所よりサービス等利用計画のお知らせが届きましたら、「特定相談支援事業所 ひまわり(ひまわり園)までご連絡を頂けたらと思います。

また、各事業所においても受給者証の確認を行って頂き、2ヶ月前より各家庭に促しをして頂きますようお願い致します。

各福祉サービス・手続きについて、まだまだ知識不足ではございますが、これからも困ったとき・相談したいとき、どんな場面でもお力になれるよう、日々精進して参りますので今後とも宜しくお願いいたします。



こもつなく

**ライフサポート
てをつなぐ**

施設長 伊達 美奈子

昨年1月に日本が批准した「障害者権利条約」は、障がい者が「保護庇護の対象者」ではなく「権利の主体者」であることをうたっています。

日本でも、批准に向けて国内法が、改正され、権利擁護制度が整備されました。

weblilio辞典福祉用語集には、権利擁護とは、「自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障害者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること」とあります。

まさに、知的障がい児者の支援者である私たちは、ご本人が自分の考えや困っていることを表明できるように支援し、必要があれば代弁しなければならぬのではないのでしょうか。

制度の基本的な考えがそのように変化する中で、ライフサポートをつなぐは、居宅介護事業と移動支援事業をとおして、ご本人の生活そのものを支える仕事をしています。

日常生活を支えるという時に、高齢者支援では、「残存機能」を生かした支援を求められますが、障がい者

支援では、「生きてこられた中で獲得された機能、今、出来る事」を生かした支援が求められると考えます。例えば、お金の計算はできないけれど、お札を渡してお釣りを受け取ることができるのであれば、正確にお釣りが受取れたかの確認をヘルパーが支援する。

調理はできないけれど、食卓の準備はできるのであれば、調理はヘルパーが行い、食卓に並べて食事をすることを、ご本人がする。等々。

ヘルパーの業務で重要なことは、日常の何気ない、当たり前の営みを支える中で、立ち止まって、ご本人のニーズをくみ取り寄り添うこと」を心がけ、障がいの軽重に関わらず、ご本人の「自己決定・自己選択」を支援しなければならぬと痛感しています。

**障がいのある方の地域での
その人らしい生活を支えます
居宅介護事業所**

ライフサポート てをつなぐ

〒814-0161

福岡市早良区飯倉7-8-14

TEL 092-984-0543

FAX 092-984-0544

e-mail/teotunagu@fiku.jp

保護者会だより

福岡市手をつなぐ育成会保護者会

「知的障がい者の権利擁護の団体について」

会長 下山 いわ子

育成会の基本である「権利擁護のために運動体として活動する」つて、具体的に何をやるのでしょうか。

現在、国内の障がい者の法律の基盤となる国際障害者権利条約(以下権利条約と略)から考えてみます。

権利条約は「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約」とあります。

例えば◇障害に基づくあらゆる差別(過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等の合理的配慮の否定を含む。)を禁止◇障害者が社会に参加し、包容されることを促進

◇条約の実施を監視する枠組みを設置、等(外務省人権人道課から引用)

権利条約に呼応して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は、「障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」とあります。

障がい者が人としての尊厳を尊重され、差別されることなく生きられると謳われています。

現実はどうでしょう。

様々な人たちに支えられていると感謝しています。

障がいのあるあなたがいてくれてありがとうと思えることもたくさんあります。

しかし、「福岡市に差別禁止条例をつくる会(以下つくる会

と略)に寄せられた事例の中には、障がいを理由に幼稚園の入園を断られたり、学校の行事に参加しないでほしい、或いは、保護者の付き添いを求められる。障がい児のことを「ガイジ」と言つてさげすむ。言われのないことで犯罪者扱いをされた。という事例等々がありました。

また、A型事業の入札制度については、現状では、落札の評価は入札価格のみです。確かに入札制度としては、間違いはありませんが、知的障がいのある人たちの働く場としての環境が整えられているのか等も落札の評価条件に必要ではないでしょうか。

またまた現実には厳しいです。

◆知的障がいのある人の人としての尊厳を守りましょう!

◆知的障がいのある人が自分では伝えられないことを私たちは代弁者としてしっかり発言しましょう!

◆啓発を推進して、知的障がいについて理解を広げましょう!

これらが、知的障がいがあっても

幸せに暮らしてほしいと願う権利

擁護の運動体としての活動

だと思えます。

「障がい」と「障害」

「どう考えますか?」

つくる会に参加して、「障がい」の字は、社会の障壁を意味する「障害」であり、自身が障害ではない、そしてそのことを啓発するために漢字の「障害」が良いのでは、と考えました。

しかしながら、まだまだ障がいのある人たちへの差別や偏見がある今は、「障害を生み出す人ではない」とを示すために「障がい」とした方が良く、また、知的障がいのある方から「履歴書に知的障害者と書く」と、害があるみたいで嫌だ」と聞きましたし、「私は知的障がいがあります。」の場合も、やはり「障害」よりも「障がい」の方が良いと考えます。「あえて「害」とする」ことでも「どちらでも良い」のでもなく、「障がい」を使っています。

良い表現はないでしょうか。みなさんは、どうお考えでしょうか。

九州大会
ぜひご参加を!
福岡市内での
開催です!
講師がすばらしい!

福岡市手をつなぐ
育成会保護者会
e-mail
hogsha@fiku.jp

感謝状贈呈

平成27年5月21日

株式会社データプラス

(佐賀県鳥栖市)

代表取締役 小手川雅人 様
ひまわりパーク六本松の生産活動に
対する継続的支援に対する感謝状贈呈。



理事・評議員会

平成27年5月29日(金)の福岡市手
をつなぐ育成会理事会にて委嘱され
ました。2年間よろしく願います。

新評議員(4名)

任期(平成27年6月1日より
平成29年5月31日)

野 忠雄 並川 敦弘
川路 敬一 泊 秀明

退任(4名)

光来 真弓 米田 博
牛丸 節子 高嶋 正章
任期中間ありがとうございました。

職員人事

■新規採用■

ひまわり園

支援員 久間真由子 水鳥 縁

事務員 高木 美穂

福岡ひまわりの里

支援員 下川 園美 河津 雅

ひまわりパーク六本松

支援員 岩下 達也 新道菜津美 猪原 亜未

■異動■

ひまわり園

指導主任 大瀨 浩文

↓法人事務局 事務局主任

支援員 江口祥太郎

↓福岡ひまわりの里 支援員

支援員 菅 理恵

↓事業部 市民福祉プラザ 指導員

事務員 藤野江里↓法人事務局 事務員

福岡ひまわりの里

支援員 井 麻知子

↓ひまわりパーク上牟田 支援員

支援員 富田 和行

↓ライフサポートをつなぐ 事務員

支援員 岩下まゆみ

↓法人事務局 事務員

支援員 南 雅幸↓ひまわり園 支援員

ひまわりパーク六本松

支援員 松尾 聖隆

↓福岡ひまわりの里 支援員

ひまわりパークつぼみ

支援員 中村 典子

↓事業部 心身障がい福祉センター 指導員

支援員 中村 健二

↓ひまわりパーク上牟田 支援員

支援員 内川恵理子↓事業部 指導員

指導員 北野 美樹

↓ひまわりパークつぼみ 支援員

指導員 中村 祥子

↓ひまわりパーク上牟田 支援員

指導員 武井 典明

↓ひまわりパーク上牟田 支援員

事務局

次長 荒井 晃紀↓ひまわり園 副施設長

事務員 木本 光一↓ひまわり園支援員

■退職■

ひまわり園

藤川 智加 久保 勝己 田中 裕子

南 雅幸 白川 幸枝

福岡ひまわりの里

川村あや子

ひまわりパーク六本松

氏岡 磨香

ひまわりパーク上牟田

施設長 伊原 貴子(60歳定年再雇用)

ライフサポートをつなぐ

安田 真理子

事業部指導員

富山 光子

編集後記

今年度の育成会だよりから、ある共通の
テーマについての紙面を作成しています。
今回のテーマは「権利擁護」です。

様々な視点から述べられておりますが、
法人において「社会福祉事業従事者として、
代弁的機能が必要な方に対してその役割を
担う」ことに対してブレはないと確信して

おります。
これからも、社会に障がい者福祉につ
いて啓発し続ける存在でありたいと切
に願っております。

編集担当 大瀨 浩文

第21回 福岡都市圏障がい者ボウリング大会 育成会会員成績結果

平成27年6月21日(日)
博多スターレーン
優勝 阿蘇品久子
準優勝 副島由美子
3位 宇都宮由美
おめでとうございます!!



寄付のお礼

(平成27年4月〜平成27年6月)

法人へ

春日 祥子 様

ひまわり園へ

東南ロータリーアウト

クラブ 様

ありがとうございます。
大切に使用させていただきます。